

一般廃棄物循環プラン

3Rの推進

- (1) 市町の一般廃棄物処理計画に基づくごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進
- (2) プラスチックごみ削減の推進
- (3) 食品ロス削減の推進（家庭系）
- (4) リユースの推進
- (5) 容器包装リサイクルの推進
- (6) 廃家電等のリサイクルの推進
- (7) 率先行動の推進
- (8) 多量排出事業者に対する減量化計画策定の指導
- (9) 生ごみのリサイクルの推進
- (10) ごみ処理の有料化
- (11) 顕彰

適正処理の推進

- (1) 適正な維持管理と情報公開
- (2) 一般廃棄物処理施設の監視指導
- (3) ダイオキシン類対策の推進
- (4) 災害廃棄物処理対策の推進
- (5) 環境美化活動の促進

適正処理体制の確保

- (1) 広域的なごみ処理の推進
- (2) 海洋ごみの適正処理体制の確保
- (3) 災害廃棄物の処理体制の確保
- (4) 人口減少・高齢化社会の到来に伴う必要な支援
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底

産業廃棄物循環プラン

3Rの推進

- (1) 多量排出事業者に対する指導の強化
- (2) 資源循環型産業の育成支援
- (3) 食品ロス削減の推進（事業系）
- (4) 産業廃棄物税の活用

適正処理の推進

- (1) 排出事業者責任の徹底
- (2) PCB廃棄物処理の促進
- (3) 処理施設等に対する監視指導の強化
- (4) 電子マニフェストの普及促進
- (5) ダイオキシン類対策の推進
- (6) 廃棄物の排出・処理状況の把握
- (7) 広域移動に対する適正処理の確保

適正処理体制の確保

- (1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保
- (2) 優良産廃処理業者の育成支援
- (3) 公共関与による広域処理体制の推進
- (4) 処理施設設置に係る事前協議の推進

循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

環境学習・環境教育の推進

- (1) 学校や地域社会での環境学習・環境教育の推進
- (2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

普及啓発及び情報提供

第1節 一般廃棄物循環プラン

1 3Rの推進

(1) 市町の一般廃棄物処理計画に基づくごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進

市町は、廃棄物処理法に基づき「一般廃棄物処理計画」の策定・見直しを行い、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの推進に関する施策、ごみ処理施設の整備計画、数値目標等を掲げ、計画的に取組を推進します。

(2) プラスチックごみ削減の推進

県は、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」（令和元年（2019年）5月）を踏まえ、令和2年（2020年）7月に開始されたレジ袋有料化をきっかけとして、県民にライフスタイルの変革を促し、ワンウェイプラスチックの使用を抑制し、プラスチック製品をできる限り長い間、繰り返し使用し、使用後には徹底して分別回収されるよう、ごみ減量化県民運動やレジ袋等容器包装廃棄物の削減の取組を進めます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、衛生目的を中心にワンウェイであることが不可欠な用途があることを考慮してプラスチックごみの削減を推進します。

①ごみ減量化県民運動の推進

県は、県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、低炭素社会の形成等にも配慮して、家庭や事業所でのごみ減量化に関する県民運動を全県的に展開していきます。

②容器包装廃棄物の削減の推進

県は、県民、事業者及び市町からなる「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会⁷²」と連携・協働し、容器包装廃棄物の3Rを推進する取組を進めるとともに、マイバッグ持参運動、子どもや若年層を対象とした普及啓発等の全県的な取組を一層拡大していきます。

③リユース・リターナブル容器等の利用促進

県及び市町は、リユース活動に関する情報提供に努めます。また、地域のイベント会場等で使用されるリユース容器のレンタルシステムやリターナブル容器等の導入を促進します。

(3) 食品ロス削減の推進（家庭系）

県は、「山口県食品ロス削減推進計画」（第6章参照）に基づき、消費者団体、事業者、関係団体、行政等からなる「山口県食品ロス削減推進協議会⁷³」と連携・協働し、「やまぐち3きっちよる運動⁷⁴」を推進するなど、家庭での食べ残しなどを減らし、食品ロスの削減に関する理解・関心の向上に向けた普及啓発を推進します。

また、県民の食品ロス削減の機運を高めるため、「もったいないのこころ」をテーマとした冊子を活用した環境学習などを実施します。

(4) リユースの推進

県は、市町や事業者、民間団体と連携し、フリーマーケット等の開催、リサイクルショップの活用などを通じた県民へのリユースの理解が進むよう情報提供に努めます。

(5) 容器包装リサイクルの推進

県は、「第9期山口県分別収集促進計画⁷⁵」（令和元年度（2019年度）策定）に示した、容器包装廃棄物の分別収集・再商品化等を総合的・計画的に進めるための方針などに基づき、市町等と連携して効果的な収集・リサイクルを促進します。

市町は、地域の実情に応じた分別収集により、容器包装リサイクルを推進します。

(6) 廃家電等のリサイクルの推進

市町は、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法等に基づく消費者、小売業者、再資源化業者等の適切な役割分担の下、家庭から不用品として排出される廃家電製品、パソコン等のリサイクルを一層推進します。

県は市町等と連携し、廃家電製品等のリサイクルが促進されるよう、普及啓発を行います。

(7) 率先行動の推進

県は、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン⁷⁶」（地球温暖化対策実行計画〔事務・事業編〕）（令和3年（2021年）3月改定）に基づき、県自らが事業者・消費者であるとの認識の下、率先してごみの発生・排出抑制・分別排出等の取組を推進します。

また、「山口県グリーン購入の推進方針⁷⁷」に基づき、率先してグリーン製品の購入に取り組むとともに、グリーン製品の消費促進に向けた情報提供の支援に努めます。

市町は、県の取組に準じ、率先して事務・事業に伴う環境負荷の低減に努めます。

(8) 多量排出事業者⁷⁸に対する減量化計画策定の指導

市町は、一般廃棄物の多量排出事業者に対し、減量化計画の策定を指導するとともに、計画に基づく発生・排出抑制や減量化の徹底について積極的に指導します。

(9) 生ごみのリサイクルの推進

市町は、県民、事業者、関係団体、県等と連携・協働し、家庭や事業者からの生ごみの減量化・リサイクルを推進します。

また、生ごみ処理容器（電気式生ごみ処理機⁷⁹、段ボールコンポスト⁸⁰等）の購入支援等により、家庭での生ごみの減量化・リサイクル（堆肥化）を一層推進します。

(10) ごみ処理の有料化

市町は、排出者に対し、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの取組等にかかる意識高揚及び行動促進を図るための経済的インセンティブ策⁸¹として、排出者の理解に努めつつ、ごみ処理の有料化の導入を推進します。

(11) 顕彰

県及び市町は、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組み、他の模範となる住民団体等を顕彰し、県民の減量化・リサイクルに対する意識の醸成と取組の促進を図ります。

2 適正処理の推進

(1) 適正な維持管理と情報公開

市町は、ごみ焼却施設、最終処分場等の一般廃棄物処理施設について、適正な維持管理を行うとともに、排出ガス等の定期的な測定などにより、排出基準等の遵守状況を確認します。

また、必要に応じて周辺環境のモニタリング⁸²を実施し、その結果を公表します。

(2) 一般廃棄物処理施設の監視指導

県は市町と連携して、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、施設の維持管理状況や廃棄物の処理状況等の監視・指導を行い、適正処理を推進します。

また、必要に応じて周辺環境のモニタリングを実施し、その結果を公表します。

(3) ダイオキシン類⁸³対策の推進

市町は、ごみ焼却施設等において、十分な環境保全措置を講じ、ダイオキシン類の排出基準の遵守を徹底するとともに、「山口県ダイオキシン類対策指針⁸⁴」（令和3年（2021年）3月改定）に基づき、ダイオキシン類排出量の削減に努めます。

県は、ダイオキシン類の測定結果と排出基準の適合状況等について公表するとともに、必要に応じて施設の立入検査を行い、適正処理の確保に努めます。

(4) 災害廃棄物処理対策の推進

市町は、自らが策定した「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理対策を推進します。

県は、被災市町等と連携した効果的な対応が図られるよう、「山口県地域防災計画」に位置づけた「山口県災害廃棄物処理計画⁸⁵」に基づき、災害廃棄物処理対策を支援します。

(5) 環境美化活動の促進

県は、「やまぐちの美しい里山・海づくり条例⁸⁶」（平成22年（2010年）12月施行）の基本理念に基づき、環境美化に関する情報を県民、事業者等に積極的に提供し、環境意識の向上を図るとともに、市町、関係団体、NPO等と連携・協働し、県民総参加による県民運動として環境美化活動を促進します。

3 適正処理体制の確保

(1) 広域的なごみ処理の推進

市町等は、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年（2019年）3月環境省通知）を踏まえて、将来にわたり持続可能な一般廃棄物の適正処理体制を確保していくため検討を行い、広域的な施設整備に努めます。

また、県は、「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」（第6章参照）に基づき、市町等への助言や調整を行うとともに、広域的なごみ処理体制の在り方の検討を進めます。

(2) 海洋ごみの適正処理体制の確保

県は、「山口県海岸漂着物等対策推進地域計画（やまぐち海洋ごみアクションプラン）⁸⁷」（令和3年（2021年）3月改定）に基づき、海洋ごみの計画的かつ適正な回収・処理や、発生抑制を促進します。

また、県民、事業者、市町等からなる「山口県海岸漂着物対策推進協議会」を推進母体に、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃⁸⁸をはじめとする海岸等の清掃活動など発生抑制から回収・処理までの一体的な取組を展開します。

(3) 災害廃棄物処理体制の確保

県は、市町が策定した「災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の実行性を確保するための支援を行うとともに、必要に応じて「山口県災害廃棄物処理マニュアル⁸⁹」（平成28年（2016年）5月）及び「災害廃棄物処理対応に係るガイドライン⁹⁰」（令和2年（2020年）3月）を見直します。

また、市町と民間事業者等との災害支援協定の締結を促し、民間事業者の処理能力やノウハウをより効果的に活用した処理体制の構築を推進します。

(4) 人口減少・高齢化社会の到来に伴う必要な支援

市町は、国の動向を踏まえつつ、人口減少・高齢化社会の到来に伴い懸念される高齢者のごみ出し支援に努めます。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底

廃棄物処理は、県民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても安定的に廃棄物の処理を継続することが求められ、関係主体それぞれが危機意識を共有しながら事業を継続していくことが重要です。

市町等は、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン⁹¹」の徹底により、廃棄物の適正な処理の確保に努めます。また、新型コロナウイルス感染症を想定した廃棄物処理事業継続計画⁹²を策定し、必要な防護具の確保など一般廃棄物処理事業の継続のための対策を行います。

第2節 産業廃棄物循環プラン

1 3Rの推進

(1) 多量排出事業者に対する指導の強化

県及び下関市（廃棄物処理法に基づく政令市）は、産業廃棄物の多量排出事業者から提出された廃棄物の減量化に関する計画について公表するとともに、指導を強化し、減量化を促進します。

(2) 資源循環型産業の育成支援

県は、「プラスチック資源循環戦略」を踏まえたプラスチック資源の効率的な回収、リサイクルの拡大・高度化や、廃棄物等の性質や地域特性を活かす地域循環圏の形成に向けた支援などにより資源循環型産業の育成を図ります。

① 産学公民連携による3R等に関する事業化支援

県は、産学公民連携による産業廃棄物の3R等に関する事業化に必要な技術や施設・設備の開発・研究を促進します。

② 3Rの施設整備に向けた支援

県は、産業廃棄物の3R及び未利用エネルギー利活用のための施設整備を支援することにより、資源循環型産業の育成強化を図ります。また、AI、IoT等の新技術を活用した高効率な施設の導入を積極的に促します。

③ 地域循環圏の形成に向けた支援

県は、廃棄物等を地域内で有効活用する地域循環圏の形成に必要なFS（事業可能性）調査を支援することにより、地域特性を活かした資源循環の形成を促進します。

④ エコ・ファクトリー認定、リサイクル製品認定普及事業の推進

県は、産業廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルに継続的に取り組み、成果を上げている県内事業所をエコ・ファクトリーに認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進めます。

また、県内で発生する循環資源を利用して製造加工された製品をリサイクル製品として認定し、その普及啓発や需要拡大を図ることにより、リサイクル産業を育成するとともに、公共工事等において、リサイクル製品の地産地消を推進します。

(3) 食品ロス削減の推進（事業系）

県は、「山口県食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）からの食品ロスの削減に関する理解・関心の向上に向けた普及啓発の取組を推進します。

また、フードバンク活動⁹³の拡大・定着に向けて、食品関連事業者から安定的に未利用食品を寄贈してもらう供給体制を構築することにより、食品ロスの削減を図ります。

(4) 産業廃棄物税⁹⁴の活用

県は、産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルの促進を図ります。

2 適正処理の推進

(1) 排出事業者責任の徹底

県及び下関市は、排出事業者に対して法令遵守（コンプライアンス）の精神を醸成させるため、講習会等を開催し、業界全体の適正処理の機運を高め、不適正処理の未然防止や適正処理の推進を図ります。

(2) PCB廃棄物の適正処理の促進

県は、PCB特措法及び「山口県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を促進します。

PCB廃棄物の処理が終了するまでの間は、その適正管理を徹底するため、保管事業者に対し、PCB特措法に基づく保管状況等の届出や廃棄物処理法に基づく適正な保管について、監視・指導を行います。

また、低濃度PCB廃棄物⁹⁵の実態把握のための取組を推進するとともに、令和8年度（2026年度）末までに廃棄物処理法に基づき、国が認定する無害化処理施設又は都道府県知事が許可した施設による早期処理を図ります。

(3) 処理施設等に対する監視指導の強化

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等への立入検査を行い、マニフェスト（産業廃棄物管理票）⁹⁶交付状況、施設の維持管理状況、有害使用済機器の保管状況などの監視指導を強化し、適正処理の確保を図ります。

(4) 電子マニフェストの普及促進

県は、電子マニフェストの普及を促進することにより、排出事業者、収集運搬業者や処分業者の3者による情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、県等の監視業務の合理化及び不適正処理の原因究明の迅速化を図ります。

(5) ダイオキシン類対策の推進

県及び下関市は、産業廃棄物焼却施設の設置者に対し、ダイオキシン類の排出ガス等の測定による排出基準の遵守状況や施設の適正な維持管理について、監視指導の徹底を図るとともに測定結果の公表により、「山口県ダイオキシン類対策指針」に定めているダイオキシン類排出量の削減に努めます。

(6) 廃棄物の排出・処理状況の把握

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等の実態調査などを実施し、産業廃棄物の排出・処理状況等の的確な把握に努めます。

(7) 広域移動に対する適正処理の確保

県は、県境を越えて広域的に移動し、処理される廃棄物について、関係都道府県と連携して、的確な実態把握に努めるとともに、県内に搬入される廃棄物については、循環条例等に基づき、事業者に対する事前手続きや、搬入量の制限等を厳正に運用することで、適正処理の確保に努めます。

3 適正処理体制の確保

(1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保

県は、夜間パトロールや不法投棄ホットライン⁹⁷等により、不法投棄等の不適正処理の早期発見、未然防止を図ります。特に、不法投棄が多発する山間地には、IT⁹⁸技術等を活用して正確な投棄場所等の把握に努めます。また、地上からの把握が困難な事案についても、ドローンによる上空からの撮影により状況把握に努め、確認された不適正処理に対しては厳正に対処します。

さらに、市町職員の県職員への併任制度を活用するなど市町と密接に連携し、不適正処理の早期発見・早期対応を図るとともに、各健康福祉センターに設置した住民、市町、警察等からなる不法投棄等連絡協議会⁹⁹や、警察本部、海上保安部等との連携も図り、廃棄物の不適正処理防止体制の確保に努めます。

(2) 優良産廃処理業者の育成支援

県は、産業廃棄物の排出事業者責任の原則を踏まえ、排出事業者が優良な処理業者を選択できるよう、「山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム¹⁰⁰」を整備し、廃棄物処理法に基づき認定された優良産廃処理業者を広く公表するとともに、優先的な活用を排出事業者に呼びかけるなど、優良認定を取得する動機づけを行い、優良産廃処理業者の育成を図ります。

また、優良産廃処理業者認定の取得支援やPR等による認定制度の活用促進、認定事業者への優遇措置（人材確保・育成等に関する支援等）を拡充する取組を推進していきます。

(3) 公共関与による広域処理体制の推進

県は、東見初広域最終処分場と新南陽広域最終処分場での産業廃棄物の全県的な受入体制により、引き続き産業廃棄物の適正処理を確保します。

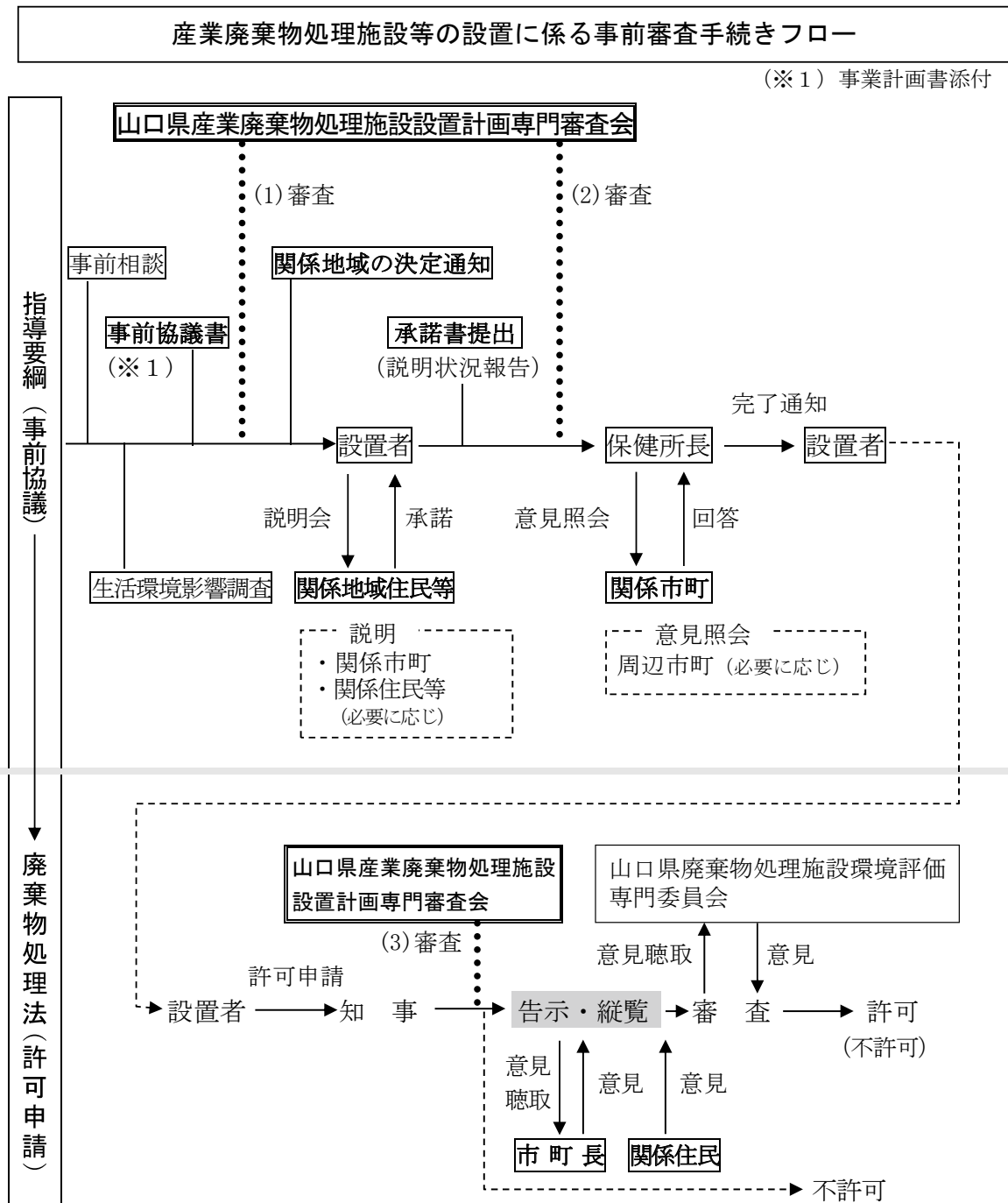
また、将来にわたり、県内における産業廃棄物の適正処理体制が確保されるよう、既設広域最終処分場の埋立状況、県内事業者の排出状況、新たな処分需要等を踏まえ、後継の広域最終処分場の整備に向けた検討を進めます。

(4) 処理施設設置に係る事前協議の推進

① 処理施設設置に係る事前協議等

県は、事業者及び処理業者による産業廃棄物処理施設の円滑な設置を図るため「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づき、必要な指導を行います。

特に、産業廃棄物最終処分場や焼却施設等の設置については、「山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会」により、構造基準及び設置者の経理的基礎等の能力について、専門家による事前審査を実施します。



②融資制度等の活用の推進

県は、産業廃棄物処理施設の整備やダイオキシン類対策などの施設の高度化を促進するため、県の融資制度や、その他の公的資金の活用について必要な指導等を行います。

③情報の提供

県は、処理技術等に関する情報を収集し、事業者及び処理業者に対して、施設の設置に係る技術指導や必要な情報提供を行います。

第3節 循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

1 環境学習・環境教育の推進

(1) 学校や地域社会での環境学習・環境教育の推進

県は、廃棄物の3R、適正処理及び海洋ごみ対策の必要性等に関して、県民の正しい理解と協力を得て、自主的な取組が促進されるよう、学校や地域社会で環境学習・環境教育を推進し、循環型社会の形成に関する情報の提供に努めます。

(2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

県は、市町や教育機関、NPO等と連携して、次のような取組を展開していきます。

- ・「環境学習推進センター」を中心とした体験型環境学習講座等の充実
- ・多様な学習指導者の登録・派遣システムの普及
- ・学校や地域等で活用する環境学習プログラムの充実
- ・市町のごみ焼却施設、リサイクルプラザ¹⁰¹等を活用した環境学習の促進
- ・関係団体等との連携・協働による環境学習の促進

2 普及啓発及び情報提供

県及び市町は、廃棄物の3Rや資源の大切さを認識・共感し、日頃の消費行動へ結びつけることを目的とした「選ぼう！3Rキャンペーン」や、廃棄物の3Rに関する意識醸成及び行動喚起を促進する「Re-Style事業」等の国による取組について、広く周知を図ります。

また、海ごみゼロウィーク（5月30日～6月5日）、環境月間（6月）、3R推進月間・食品ロス削減月間（10月）や、循環条例で定める循環型社会形成推進月間（10月）には、海洋ごみ対策、廃棄物の3R・適正処理、食品ロス削減の必要性などについて、県民や事業者の自主的取組や連携・協働を促進するように、行政の施策やその実施状況・関連情報などの積極的な提供に努めます。